

殿

見積もり依頼書

配膳・下膳作業の業務委託について

平成 28 年 3 月吉日

1 適用

済生会川内病院の病院食配膳下膳作業に適用する。

2 目的・概要

栄養科食器洗浄室内で調理した入院患者さん用病院食の提供支援として、配膳下膳作業をおこなう。

3 対象作業場所

済生会川内病院 栄養科厨房及び食器洗浄室内及び新館 2 階・3 階・4 階・5 階の配膳下膳箇所及び配膳下膳をおこなうルート（専用エレベーターや通路等）

4 作業の仕様

(1) 配膳車移動業務

栄養科厨房にて調理した患者さん用の食事を準備した配膳車（5 台）を 3 階・4 階・5 階各病棟まで移動する。

但し、食事を配膳車に載せる作業及び各病棟での食事の配膳は含まない。

昼食時の配膳車作業については、ドッグ専用車含み（6 台）を移動配置する。

移動範囲は、栄養科厨房内から、専用エレベーターを使用して 2 階健診センター及び 3 階・4 階・5 階の各病棟ナースステーションまでの範囲とし、回数は 3 回/日（朝食・昼食・夕食）、作業は 365 日対応とする。

(2) 配膳車回収業務

3 階・4 階・5 階の各病棟の食事の配膳が完了後、各病棟から配膳車（5 台）を栄養科厨房内まで移動する。

昼食で配膳移動したドッグ専用（1 台）は、夕食時に栄養科厨房内まで移動する。なお、栄養科厨房内に移動した配膳車の名札を回収し、厨房内の所定の場所へ移動する。

移動範囲は、2 階健診センター及び 3 階・4 階・5 階の各病棟から、専用エレベーターを使用して栄養科厨房内までの範囲とし、回数は 3 回/日（朝食・昼食・夕食）、作業は 365 日対応とする。

(3) 配膳車の清掃及び消毒作業

各病棟から回収してきた配膳車（5 台）を栄養科厨房内で清掃後作業を実施する。清掃と消毒作業は栄養科の指示のもと実施し、消毒液等は栄養科より支給されるものを使用する。

回数は 3 回/日（朝食・昼食・夕食）、作業は 365 日対応とする。

(4) 下膳車の回収業務（残飯処理・使用済み食器処理）

各病棟から夕食後の食器及び残飯を載せてある下膳車を栄養科食器洗浄室まで移動する。

下膳車を専用エレベーター前に移動し、配置場所からエレベーター通路までの床のモップ拭きをおこなう。

下膳車を移動する際、食事配給のヤクルトジョア等の空容器の入ったゴミ袋を確認し、状況に応じて下膳室に回収する。

下膳してきた食器等は、食器洗浄室のシンクに漬け置きする。

残飯は栄養科指定の場所へ持ち込み専用容器に入れる。

回数は 1 回/日（夕食）、作業は 365 日対応とする。

(5) 下膳車の清掃・消毒・配置及び作業終了業務

各病棟から回収してきた下膳車(5台)を栄養科栄養科食器洗浄室内で清掃後消毒作業を実施する。

消毒液等は栄養科より支給されるものを使用し、清掃・消毒作業実施後、各病棟の指定場所に配置する。

食器洗浄室の床の清掃(水切り)をおこない作業終了後、栄養科厨房、食器洗浄室の戸締り確認(コンセント、水道、空調、消灯)をおこない施錠後、防災センターへ鍵を返却する。

回数は1回/日(夜食)、作業は365日対応とする。

5 業務委託条件

(1) 作業責任者は、配膳下膳作業業務を熟知した者とする。

(2) 作業時に使用する光熱費(電気、水、ガス等)は病院の支給とする。

(3) 病院開催の関係セミナー(感染対策等)及び避難訓練等は積極的に参加すること。

(4) 1回/月実費にて検便検査をおこなうこと。また検査結果はファイリングしておく病院監査や機能評価などの必要時には早急に提出できるようにしておくこと。

(5) その他仕様は添付の“委託契約業務に伴う見積もり依頼書共通仕様(条件)事項”を参照。

6 見積もり期限

平成28年3月25日(金)AM10:00まで(別途指定)

7 連絡・問い合わせ先

済生会川内病院 施設整備課 担当まで

電話:0996-22-8961 FAX:0996-22-8941

以上